

# 草の根技術協力事業

## 草の根技術協力事業とは：

国際協力の意思のある日本のNGO/CSO、その他民間の団体、地方公共団体、独立行政法人または学校が、これまでの活動を通じて蓄積した技術、知見、経験を生かして提案する国際協力活動を、JICAが提案団体に業務委託してJICAと団体の協力関係のもとに実施する共同事業。

## 草の根技術協力事業における3つの重要な要素：

- ①日本の団体が主体的に行う「**技術協力**」であること
- ②**相手国実施機関（カウンターパート）との協働**であること
- ③開発途上国の**地域住民の生活改善・生計向上に裨益すること**

## 草の根技術協力事業の3つの活動

- 1) 人員の派遣
- 2) 機材の供与（支援型は対象外）
- 3) 技術研修の実施

## 草の根技術協力事業の3類型：

### パートナー型

- ◆ 開発途上国の支援において**豊富な支援実績を有している団体**が対象。
- ◆ 経験や強みを活かし、開発途上国の課題解決により寄与する事業を展開することが期待される。
- ◆ 事業規模：1億円/3年（最大）  
（3,000万円/3年の別枠あり）

### 支援型

- ◆ 開発途上国での**支援実績が少ない団体**が対象。
- ◆ 国際協力の経験を積み、将来的に国際協力の担い手として活躍することが期待される。
- ◆ 事業規模：1000万円/3年（最大）

### 地域活性化型

- ◆ **地方公共団体が主体**となって提案・実施。
- ◆ 途上国の開発課題の解決とともに日本の地域や経済の活性化にも寄与することが期待される。
- ◆ 事業規模：6000万円/3年（最大）

# 条件、スケジュールなど

## 対象国

**詳細は、募集要項をご確認ください。**

JICAの在外拠点（事務所及び支所）が設置され、ODAの対象となっている国。

ただし、外務省海外安全情報（危険情報）において「レベル3：渡航は止めてください（渡航中止勧告）」以上の国や、JICA「国別の安全対策措置（渡航措置及び行動規範）」にて「業務渡航：禁止」国（一時的措置含む）は対象外。

## 対象とならない事業

- ① 「技術協力」とは認められない事業：施設建設・記載調達のみ、など。
- ② 住民の生活改善・生計向上に結びつきにくい事業：調査活動、研究活動、文化交流・普及など。
- ③ 特定の団体・企業・個人の経済利益を目的とみなされる事業。
- ④ 主要な業務を第三者に再委託する事業。
- ⑤ 個人に裨益する事業。
- ⑥ 宗教活動・政治活動・軍部・軍人に裨益する事業。

## 応募の流れ

- ・ 担当の国内機関への応募相談が必須です。初回応募相談は応募締切の約1カ月前まで。
- ・ 応募開始：2025年6月20日（金）
- ・ 応募締切：パートナー／地域活性型：10月20日（金）  
支援型：11月28日（金）
- ・ 採択結果の通知：2026年3月。

## 採択～実施の流れ

- ① 提案団体とJICA国内機関間で、事業内容・計画・経費の確認・見直し。
- ② NGO登録（応募前に必要な国もあり）、相手国政府からの了承取付（国によって対応が異なる）。
- ③ 契約交渉、業務委託契約の締結、実施。（採択から2年以内の事業開始）